

都政に関する要望事項

平成 21 年 7 月 27 日
東京税理士政治連盟

I 都政全般に関する事項

1. 適正な財政支出と行政改革について

東京都は財政運営及び財政構造改革に向けた方針を明らかにしているが、実質的かつ効率的な都民本位の地方行政を実現するために、適正な財政支出と徹底した行政改革を実施していただきたい。

また、東京都は日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成 18 年 4 月から導入しているが、予算編成においても、合理的で無駄のない財務会計システムの効率化を図られたい。

2. 中小企業を支援するための施策について

平成 22 年度においても関係予算の一層の拡充を図り、中小企業を支援するための施策をさらに積極的に推進していただきたい。

具体的には、中小企業制度融資の拡充を行うとともに、中小企業の経営改善を支援するための施策（公共事業の発注方法の適正化、創業・転業支援、経営情報サービスなど）ならびに構造改革が進む中で中小企業の経営および雇用に関するセーフティネットの更なる整備・充実を図るための施策を積極的に推進していただきたい。

3. 税理士の積極的な活用について

- ① 東京都が主催、共催で実施している税務に関する相談会等の担当税理士は、ひきつづき東京税理士会の推薦する会員としていただきたい。
- ② 東京都の各種委員会・審議会、その他各種のプロジェクト・チーム等で委員等を選任される場合には、税の専門家である税理士を積極的に登用していただきたく、今後も関係方面への周知方をお願いしたい。
- ③ 平成 9 年の地方自治法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市に対して、公認会計士、税理士、弁護士などによる外部監査制度が義務づけられたが、東京都において外部監査契約を締結される際には、納税者の代理人として活躍する都内約 2 万人の税理士の中から外部監査人を選任、登用していただきたい。

また、東京都が今後設立する地方独立行政法人の監事についても同様の配慮をお願いしたい。

（平成 16 年 4 月 1 日から施行された「地方独立行政法人法」には、地方独立行政法人の「監事」の適任者として「税理士」が明記されている。）

Ⅱ 事業税・住民税に関する事項

1. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に損失の繰戻し還付制度を創設すること。

赤字に陥った中小企業の資金繰りを支えるため、平成 21 年度の税制改正では、法人税について中小企業の欠損金の繰戻し還付が復活した。地方税においても法人税と同様の趣旨による繰戻し還付制度を創設すべきである。

2. 法人事業税外形標準課税の中小企業への導入について

法人事業税の外形標準課税は、基本的に「人件費課税」の側面を有しており、わが国の雇用の大部分を支える中小企業の経営および雇用に与える影響が大きいため、その対象を中小企業に拡大することには反対する。

3. 個人事業税に関する事業主控除額を 500 万円に引き上げること

個人事業税の事業主控除額は、平成 11 年度の税制改正で 290 万円に引き上げられたが、平成 19 年分の民間給与平均額は、437 万円（国税庁の平成 19 年分民間給与の実態）となっている。給与所得者の平均給与額と乖離しないよう事業主控除額を 500 万円程度引き上げるべきである。

Ⅲ 固定資産税に関する事項

1. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行なって償却資産の課税標準額を算定すること

平成 19 年度の税制改正で、減価償却制度の抜本的見直しにより、償却可能限度額が廃止された。しかし固定資産税については現行制度が維持されている。したがって固定資産税の償却資産についても国税の改正に合わせて償却をすべきである。

2. 固定資産の課税対象について

固定資産税は免税点制度として、同一市町村ごとに土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円と定めている。

現在の固定資産の評価方法による固定資産税の負担は重く、負担の軽減を図るために免税点制度を基礎控除制度に改める。その金額は、土地及び家屋は 100 万円、償却資産は 300 万円程度に引き上げるべきである。

また、租税特別措置法で定めている 30 万円未満の少額資産については法人税及び所得税で全額費用化を認めていることから、固定資産税においても同様とすべきである。

3. 固定資産税の軽減措置等について

固定資産税における土地の評価額は、地価公示価格の 7 割という水準にまで引き上げられたこと等により、固定資産税の負担が増加することとなるため、これに対する負担調整措置が講じられている。

しかしながら、特に次の点については十分な対応がなされているとはいえないので、国への働きかけを含めて、積極的な対応を強く要望する。

① 一定規模以下の生存権的財産および中小企業の事業用資産については、一層の軽減措置を講じること。(地方税法第 349 条の 3 の 2、同施行令第 52 条の 11)

東京都では、23 区内において「厳しい経済状況下における中小企業者等を支援するため」個人または中小企業者が所有する小規模非住宅用地について、平成 21 年度も昨年度と同様に固定資産税・都市計画税額の 2 割を減免することとしたが、今後も一層の減免措置を実施していただきたい。なお、多摩地区においても同様の取り扱いがなされるよう働きかけをお願いしたい。

② 複雑な負担調整措置を改め、標準税率等を下げるなど仕組みの簡素化を総務省に働きかけること。

③ 固定資産税の審査請求に対しては、十分な審理を行い、納税者が納得のいく対応をすること。

4. 固定資産税縦覧制度の見直し等について

縦覧制度は、評価基準の公開と評価額の公平性を保つために設けられた制度であるから、評価額の妥当性を検討できるよう広く利害関係人が縦覧できる制度に改めるべきである。

なお、現在代理人については、本人からの委任を確認した上で、縦覧、閲覧、証明が認められているが、税理士は税務に関する申告、申請、相談等事案において、固定資産税の評価を必要とする場合が多いので、税理士がその資格により職務上申請した場合には、固定資産課税台帳を縦覧できるようにすべきである。(戸籍法第 10 条の 2 第 3 項・第 4 項、同施行規則第 11 条の 2、住民基本台帳法第 12 条の 3 第 2 項、第 20 条第 4 項、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条において税理士の戸籍謄本等及び住民基本台帳の閲覧等が職務上請求により認められている。)

5. 固定資産税の納税通知書に、共有物件の場合は共有者ごとに、複数の資産を有する者については、資産ごとの課税標準額を明示して通知すること。

共有の固定資産に対する固定資産税の納税通知書は、現行制度は〇〇外〇名（共有者 2 名までの場合は共有者氏名が表示される。）として告知されているが、これは、徴税面の簡易さからなされ

ているものである。

このような取扱いは、共有者間において納税面での諸問題をもたらし、かつ納税に円滑を欠くことになるので、共有者ごとに納税通知をし、土地・家屋を複数所有する納税者に対しては、課税標準及び税額の明細を通知すべきである。

なお、東京都特別区では特定の要件のもと、指定の納期限前までに「共有者分割納付申請書」の提出があった場合に限り、申請に基づき共有者の持分割合により分割納付ができるようになった。

IV 税務行政に関する事項

1. 事前通知の励行について

現在、各都税事務所では事業所税、償却資産にかかる固定資産税および医療法人に係る内容確認についての調査が行われているが、税務行政の一層の円滑な運営を図るためにも、税理士制度の趣旨を踏まえ、代理権限を有する関与税理士に対し、事前通知の励行を徹底していただきたい。

2. 法人市町村民税の申告書様式の統一等について

法人市町村民税の申告書の様式については、既に総務省令において規格等が規定され、全国的な統一が図られているところであるが、現状では市町村によって様式および規格がまちまちとなっている。今後の電子申告への移行を踏まえれば、納税者の利便、事務処理の円滑化を図るためにも東京都市町村における様式、規格の統一が早期に実現することが必要であり、引き続き関係各方面への働きかけを行っていただきたい。

V 賦課決定等の通知の時期に関する事項

1. 不動産取得税の賦課決定等について

新築家屋および新規取得土地に係る不動産取得税の賦課決定については、遅くともその取得の日より1年以内にしていただきたい。(地方税法第73条の17)

また、新築家屋の固定資産税の評価額の決定については、遅くとも新築後の1年以内に決定し、納税通知をしていただきたい。(地方税法第73条の21)